

令和4年度 第3回 杵築市農業委員会総会議事録

令和4年6月8日 水曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を杵築市農地保全センター2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 藏	2番	岩 崎 光 宏	3番	藤 原 洋 三
4番	伊 東 孝 吉	5番	阿 部 公 人	6番	江 藤 由之助
7番	石 川 文 男	8番	永 野 恵	9番	本 林 正
10番	佐 藤 敦 士	11番	小 春 修	12番	藤 松 美 潮
13番	宮 原 健 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

4番 伊 東 孝 吉 9番 本 林 正

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

3番	藤 原 哲 夫	8番	渡 邊 幸 雄	9番	村 井 新 平
10番	川 崎 孝 子	17番	野 田 由 紀	18番	田 邊 正 義

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	農地・管理係長	阿 部 清 伸
農地・管理係主査	河 野 伸 也	農地・管理係主任	田 邊 憲 佑

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

- 議案第 11 号 農地法第3条の申請について
- 議案第 12 号 農地法第4条の申請について
- 議案第 13 号 非農地証明願いについて
- 議案第 14 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 15 号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議長	それでは、令和4年度第3回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(9時52分 : 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会會議規則第13条第2項の規定により、[REDACTED] 委員と [REDACTED] 委員の両委員を指名いたします。 続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より [REDACTED] 並びに [REDACTED] を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第11号から議案第15号までの5議案19件が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第11号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の [REDACTED] と申します。よろしくお願ひします。 議案書の1ページをご覧ください。 「議案第11号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により下記のとおり許可申請があつたのでこれを許可することについて意見を求める 番号1番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況ともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² です。譲受人の経営面積は、新規就農者のためありません。理由は、経営規模縮小、農業開始です。 以上です。
議長	1番について、[REDACTED] 農地委員より説明願います。
委員	譲渡人が [REDACTED]さん、譲受人が [REDACTED]さんです。今回新しく農業するようで、[REDACTED]さんが手伝うことになっております。私と農業委員と事務局職員2人の計4人で5月17日、[REDACTED]に集まりました。それから、写真にもあるように8か所回りました。[REDACTED]の [REDACTED]から [REDACTED]を [REDACTED]へ行き、信号を左折し、[REDACTED]を過ぎて四差路を左に行くと [REDACTED]があります。この [REDACTED]の前を右折し、そこを入ったら1番の申請地です。それから50m行ったところに、三角地の2番、[REDACTED]番地。それから100mくらい行ったところに申請地の3か所があります。6番の下から70mくらい行きますと、7・8番の申請地があります。こちらの面積は先ほど事務局よりお話を合った通り [REDACTED]m ² あります。かなり飛んでいるので、作業するのは大変だと思いますが、[REDACTED]さんが高齢で規模縮小したい、[REDACTED]さんが新しくやりたいとのことで、農機具、軽トラを買い揃えて、倉庫に入れているという事です。わからないことは私も少しお手伝いできればと思っております。ご審議よろしくお願ひ致します。
議長	1番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願ひします。
委員	現地確認を行ってまいりました。[REDACTED]回目の総会に出た、[REDACTED]さんの付近の土地になります。きれいに管理されており、今後[REDACTED]など作っていきたいと聞いておりますので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひ致します。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。

事務局	<p>許可基準です。</p> <p>今回、現在、市外に居住しており、経営規模縮小を考えている譲渡人と、新規に就農したいと考えていた譲受人とのあいだで、売買の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、██████さんの所有農地は、これ以外に約█aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>██████さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号1番になります。新規就農者のため、第2項第5号の下限面積要件に不適合となります。今回、農地を取得することで、下限面積の50aを超えるため問題はありません。また、新規の就農とはなりますが、周囲に農業をされている親族の方や、譲渡人からの協力も得られるところで、十分に農業ができると思われます。営農計画書についても確認しました。</p> <p>以上のことから、██████さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件に、いずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、譲渡人、██████区、██████、譲受人、██████区、██████、██████歳。申請の土地、大字██████字██████、地番██████、地目、台帳、現況とともに██████、地積██████m²、ほか██████筆、合計██████筆の██████m²です。譲受人の経営面積は、畠██████aです。理由は、高齢のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、██████農地委員より説明願います。
██████委員	<p>5月20日、私と事務局職員2名と██████農業委員とで農地確認に行きました。申請地は、████████████。██████と██████の境になります。██████が██████さんの所有、██████が██████さんの所有で、██████さんの所有地を██████さんが買うという事で、今回の申請となりました。ご審議よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、██████農業委員よりご意見があればお願いします。
██████委員	<p>今、██████農地委員からお話をありました通り、██████さんが以前はお茶園をしていました。その土地に██████さんが██████と██████に██████と██████を多少植えていました。つい先日、██████さんから耕作出来ないから作ってくれないかという申し出があり、██████さんはこちらで果樹を作りたいという事です。山間部で海拔が上がっていますが、██████や██████、██████などやりたいなという考えでございます。本人も██████歳でまだまだやれる歳でありますので、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、現在は、高齢で管理が困難な状況です。今回、申請地の隣接する農地を所有している譲受人と売買の話がまとまりたため申請となりました。</p> <p>なお、██████さんの所有農地は、これ以外に█aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。また、譲受人は今後、██████等の果樹を栽培していくとのことです。</p>

	<p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号2番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありませんので、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件に、いずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳、現況とともに[REDACTED]、地積[REDACTED]m²、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m²です。譲受人の経営面積は、田[REDACTED]a、畑[REDACTED]a、計[REDACTED]aです。理由は、管理が困難、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
[REDACTED]委員	<p>5月20日に私と事務局職員2名と[REDACTED]農業委員の計4名で現地確認を行いました。[REDACTED]を200mほど下がったところが申請地です。事務局が言った通り、3年程前から[REDACTED]さんが借りて作っていました。[REDACTED]さんが作れないので買ってくれないかという事で話があり今回の申請となりました。</p> <p>以上です。よろしくお願ひします。</p>
議長	3番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED]委員	<p>[REDACTED]さんは[REDACTED]に住んでおり、以前から[REDACTED]さんが耕作管理していました。[REDACTED]さんは[REDACTED]歳と高齢であります。今後できるのか心配ではあります。本人の息子さんがあと3・4年で退職という事で、こちらに帰ってきて農業をしたいと意欲を見せていましたので、今回の売買となりました。場所についても、若干辺鄙なところでありまして、ちょっと難しいかなと思いますが、本人のやる気があるという事ですので、ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準です。</p> <p>譲渡人は、現在、県外に居住しており、管理が出来ない状況にあります。今回、以前から申請地を借りて耕作している、譲受人と売買の話がまとまったため申請となりました。[REDACTED]さんの所有農地は、これ以外に約[REDACTED]aありますが、今後順次整理していきたい意向のようです。</p> <p>[REDACTED]さんの許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。番号3番になります。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>[REDACTED]さんは[REDACTED]歳ということですが、現在も熱心に農業をされており、後継者もいるとのことから、今回の農地の取得については、問題ないと思われます。</p> <p>よって、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得に関する不許可の要件がいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。</p> <p>また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	今、墓地について確認しましたという事を案件について言っておると思いますが、そのことについて事務局より説明願います。

事務局	今、3条の申請の中で墓地について確認しましたと毎回確認しておりますけども、農地法3条、申請される方は農地に違法なものを建てることは農地法上禁止されております。農地の上に墓地を建てるという事は一番よくある違法な行為でありますので、ご本人に毎回確認させていただいております。 以上です。
議長	只今、「議案第11号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第11号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第11号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決します。
議長	次に、「議案第12号」「農地法第4条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
事務局	事務局の[REDACTED]です。よろしくお願いします。 議案書3ページをお開きください。 「議案書第12号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第1項により、下記のとおり許可申請があつたので、県知事に進達するため意見を求める。 番号1番、申請者、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、ほか[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆の[REDACTED]m ² 。申請内容、貸駐車場用地として。申請理由、[REDACTED]や農家の方等が利用する駐車場が不足しているため、申請地を貸駐車場として利用したい。こちらは第2種農地で、追認案件です。 以上です。
議長	1番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
委員	5月22日に私と[REDACTED]農業委員と事務局職員2名で現地確認を行いました。少し前から[REDACTED]や地区の駐車場として利用しており、今回申請となりました。[REDACTED]が草刈りをされていて、管理に関しては問題ないと思います。懸念される点は、雨が降った時に若干向う側に雨がたまるところです。ご審議よろしくお願いします。 以上です。
議長	1番について、[REDACTED]農業委員より追認になった経過も含めご説明お願いします。
委員	[REDACTED]さんの土地ですが、上に[REDACTED]があり、そこの[REDACTED]の際、仮の道路を新設するため、埋め立てをしました。本来ならば先に申請ですが、この時期になったということと、[REDACTED]が、雨が降った時に非常にぬかるむ事から、[REDACTED]を送り迎えするときに車を回す場所がないという事から、[REDACTED]から要請がありました。料金についても無償という事で、ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	許可基準について事務局より説明願います。

事務局	<p>転用者の [REDACTED]さんの職業は [REDACTED]で、現在は申請地近隣の自宅に家族[REDACTED]人で暮らしています。転用の目的は、地区住民からの要望があり、申請地を [REDACTED]や農家の方等のために無償の貸駐車場として利用することです。</p> <p>なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、令和2年5月頃に転用許可を得ることなく、近隣の [REDACTED]の際に余った残土を利用して土地の造成を行っているためです。このことにつきましては、土地所有者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、見通しがよく車での进入が容易であること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の東側は [REDACTED]、南側は [REDACTED]及び [REDACTED]、西側は [REDACTED]、北側は [REDACTED]にそれぞれ接しており、周辺に耕作者はいないため営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地 [筆] 箇 [REDACTED]m²に、のべ [REDACTED]台の駐車場を設置して無償で貸し出す計画です。</p> <p>排水計画につきましては、土地の形状を変えず自然浸透とし、余剰水については南側水路を経由して南側市道側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号2番、申請者、[REDACTED]区、[REDACTED]、[REDACTED]歳、[REDACTED]。申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積[REDACTED]m ² 、合計[筆]の[REDACTED]m ² 。申請内容、駐車場用地として。申請理由、自宅の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したい。こちらは第2種農地です。
議長	以上です。
委員	2番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
議長	5月20日に事務局職員2名と[REDACTED]農業委員と私で現地確認に行きました。[REDACTED]を下って、県道沿いに[REDACTED]があります。こちらを駐車場にしたいという事で、申請がありました。よろしくお願いします。
委員	2番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願いします。
議長	[REDACTED]さんにつきましては、一昨年旦那さんが亡くなりまして、申請につきましては4ページ、本人の自宅が[REDACTED]になります。ここは軽トラが[REDACTED]台程度しか入らないという事で、本人が高齢で、娘[REDACTED]人が[REDACTED]おりますので、週末にお母さんの様子を見に帰ってきているそうです。自宅正面の道も狭いので、駐車場を別途作りたいということで、今回の[REDACTED]m ² 、駐車場用地として申請となりました。ご審議お願い致します。
議長	許可基準について事務局より説明願います。

事務局	<p>申請者の■さんの職業は■で、申請地近隣の自宅で一人暮らしをしています。転用の目的は、娘夫婦が週末等に帰省する際や近隣の農地で農作業を行う際の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用することです。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。第2種農地は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。</p> <p>そのため、代替地の検討も行いましたが、自宅及び近隣の農地から近いこと、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。この土地が農用地区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。申請地の東側は■及び■、南側は■、西側は用悪水路を挟んで■■、北側は■にそれぞれ接しており、転用に際し、申請地北側及び東側の隣地土地所有者からの承諾書が添付されており、北側及び東側の■については1段高いため営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地■筆■m²に、のべ■台の駐車場を設置して利用する計画です。</p> <p>工事期間は、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの約3ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。</p> <p>排水計画につきましては、西側の既存側溝を経由して南側市道側溝に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>資金計画につきましては、費用全額を自己資金で賄うようです。預貯金通帳の写しが添付されており確認しております。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第12号」「農地法第4条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第12号」「農地法第4条の申請について」農地法第4条第3項により、許可相当として意見を県知事へ進達することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第12号」「農地法第4条の申請について」は、許可相当として意見を県知事へ進達します。
議長	次に、「議案第13号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番と2番については関連がありますので、続けて事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>「議案書第13号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1と番号2番は、関連のある案件となりますので、一括して説明します。</p> <p>番号1番、申請者、■区、■、申請の土地、大字■字■、地番■、地目、</p>

	<p>■、地積 [] m²、ほか [] 筆、合計 [] 筆の [] m²。申請地の状況は、雑種地となっております。転用又は耕作放棄された理由は、平成9年頃に [] として使用し、[] を建設してしまったためです。</p> <p>番号2番、申請者、[]、[]、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、 ■、地積 [] m²、ほか [] 筆、合計 [] 筆の [] m²。申請地の状況は、雑種地となっております。転用又は耕作放棄された理由は、番号1番と同様です。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番と2番について、[] 農地委員より説明願います。
委員	5月17日に [] 農業委員、事務局職員2名の計4名で現地確認を行いました。申請地は [] [] を [] に600mほど上った右側にあります。25年ほど前から [] として使用しており、今回非農地申請がありましたので、審議よろしくお願ひいたします。
議長	1番と2番について、[] 農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	[] 農地委員が報告した通り、現状は竹が立っている状態です。ご審議をよろしくお願ひ致します。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を5月17日に、[] 農地委員、[] 農業委員と確認しました。申請の土地は、いずれも相続により取得した土地ですが、平成9年頃に、農地法の転用等制度を知らないまま [] を建設してしまったとのことです。現在も [] として稼働しています。</p> <p>発行許可基準ですが、申請の土地は、非農地化後20年を経過していること。また農用地区域外の土地であることから、証明書発行基準第2の5に該当します。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、地目変更ののち、売却予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号3番、申請者、[] 区、[]、申請の土地、大字 [] 字 []、地番 []、地目、 ■、地積 [] m ² 、合計 [] 筆の [] m ² 。申請地の状況は、山林となっています。転用又は耕作放棄された理由は、平成14年に [] として提供した際の残地となっており、農地として管理ができず、樹木等を植えてしまったとのことです。
議長	3番について、[] 農地委員より説明願います。
委員	5月17日の午後に [] 農業委員と事務局職員2名、[] の計5名で現地を確認しました。 [] で取られた残置という事で、水路もなく、農地としては使用できない状況ありました。慎重審議をお願いいたします。
議長	3番について、[] 農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	現況として、桜の木が植わっておりまして、[] が花見をしたり、夏は涼んだりしているような感じです。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を5月17日に、[REDACTED] 農地委員、[REDACTED] 農業委員と確認しました。申請地は、[REDACTED]として提供した際の残地で、以後、農地として管理ができなかったとのことです。申請者は、平成28年に、相続により申請地を取得しています。取得時点で、現在の樹木が生育している状況であったとのことです。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また農用地区域外であることも確認しています。今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定ですが、地目変更の後、現状のまま管理したいとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	番号4番、申請者、[REDACTED]、[REDACTED]、申請の土地、大字[REDACTED]字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、[REDACTED]、地積 [REDACTED] m ² 、合計 [REDACTED] 筆の [REDACTED] m ² 。申請地の状況は、[REDACTED]となっております。転用又は耕作放棄された理由は、県外に居住していることから、管理ができず、雑草木が生い茂ったためとのことです。
議長	4番について、[REDACTED] 農地委員より説明願います。
[REDACTED] 委員	5月19日に、[REDACTED] 農業委員と事務局職員2名で、現地確認を行いました。申請地は現在、倒木がある感じです。非農地という事でご審議よろしくお願ひします。
議長	4番について、[REDACTED] 農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED] 委員	[REDACTED] 農地委員が言われた通りです。現況は荒れて、耕作できません。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>発行基準です。</p> <p>現地を5月19日に、[REDACTED] 農地委員、[REDACTED] 農業委員と確認しました。申請地は現在、雑草木が生い茂っている状況で、農地としての利用は困難な状況です。申請者は、平成23年に相続により申請地を取得しましたが、取得時点から現在の状況で、耕作を断念したとのことです。</p> <p>申請地の現況は、森林等の様相を呈していることから、証明書発行基準第2の4に該当します。また農用地区域外であることも確認しています。</p> <p>以上から、申請地は、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後、売却したいとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第13号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第13号」「非農地証明願いについて」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。

議長	只今、「議案第14号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号1番から9番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第14号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号1番から9番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第14号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号1番から9番については、これを承認することに決します。
議長	次に、「議案第15号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>「議案第15号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求める。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、公益社団法人大分県農業農村振興公社理事長 淳野勇。借受人、[REDACTED]区、[REDACTED]。対象農地は、杵築市 [REDACTED] 筆 [REDACTED] m²、杵築市 [REDACTED] 筆 [REDACTED] m²、杵築市 [REDACTED] 筆 [REDACTED] m²です。</p> <p>詳細は、次の10から13ページの農用地貸付調書をご覧ください。先ほど審議いただきました6ページから8ページまでの集積計画（案）において、公社に貸し付けをした1番から9番までの土地を、中間管理事業により、新たな耕作者に貸し付けする予定の土地の一覧となります。詳細につきましては、利用権設定の審議内容と同じでありますので、説明を省略します。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第15号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第15号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとするご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第15号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、意見なしとして報告します。それでは、「議事参与の制限」が解かれた [REDACTED] 農業委員に、事務局より議事への参加を要請してください。
	< [REDACTED] 委員 入室>
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。 以上をもちまして、令和4年度第3回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(10時46分：終了)